



### 賃貸 子育て・転入応援メニュー

最大 **30** 万円

#### 補助額

- 家賃2ヶ月相当分(最大20万円)
- 新婚世帯(夫婦共市外から転入)、多子世帯(子どもが3人以上)等は家賃3ヶ月相当分(最大30万円)

#### 補助の主な要件

**対象者** 申請者が39歳以下、2人以上の世帯で、以下のいずれかに該当し、転入する方  
(①は申請者が、②～④は全員が1年以上継続して市外に居住)

- ①新婚世帯(結婚後5年以内又は3ヶ月以内に結婚予定の方)
- ②多子世帯(子どもが2人以上いる方)
- ③多世帯同居又は近居(親と同居又は近居し、子どもがいる方)
- ④企業移転などに伴い転入する従業者等

(市内の雇用機会の増大に寄与した企業への勤務に際し、転入することになった方、又は本市が実施する移住支援事業を利用し、転入することになった方)

**対象住宅** 街なかの区域内に所在する以下のいずれかの住宅

- 中古の民間賃貸住宅(住居専用面積が50㎡以上、2人世帯の場合は30㎡以上)
- 特定優良賃貸住宅(家賃補助が終了したもの)
- 空き家バンク登録住宅



- Q&A**
- Q.1** 認定申請はいつまでにすればいいですか?  
**A.1** 対象住宅の賃貸借契約の締結前に申請してください。
- Q.2** 市内に転入してから認定申請はできますか?  
**A.2** 認定申請することはできません。必ず、対象住宅の賃貸借契約の締結前かつ転入前に認定申請を行ってください。

### 賃貸 新生活・転入応援メニュー

最大 **10** 万円

#### 補助額

- 家賃2ヶ月相当分(最大10万円)

#### 補助の主な要件

**対象者** 以下のいずれかに該当し、転入又は転居後、単身で生活する方

- ①新規就職者  
申請者が29歳以下で、以下のいずれかの企業に新たに就職するため、転入又は転居する方  
● 「北九州で働こう! U・Iターン応援プロジェクト」登録企業  
● 「北九州しごとまるごと情報局 企業応援サイト」登録企業  
● 「北九州雇用対策協会」会員企業
- ②企業移転などに伴い転入する従業者等  
申請者が39歳以下で、以下のいずれかに該当し、1年以上継続して市外に居住している方  
● 市内の雇用機会の増大に寄与した企業への勤務に際し、転入することになった方  
● 本市が実施する移住支援事業を利用し、転入することになった方

**対象住宅** 街なかの区域内に所在する以下のいずれかの住宅

- 中古の民間賃貸住宅(住居専用面積が25㎡以上)
- 特定優良賃貸住宅(家賃補助が終了したもの)
- 空き家バンク登録住宅



- Q&A**
- Q.1** 認定申請はいつまでにすればいいですか?  
**A.1** 新規就職者は、採用内定日以降、採用日から1年以内、かつ対象住宅の賃貸借契約の締結前に申請してください。企業移転などに伴い移住する従業者等は、対象住宅の賃貸借契約の締結前に申請してください。
- Q.2** 転入又は転居してから認定申請はできますか?  
**A.2** 認定申請することはできません。必ず、対象住宅の賃貸借契約の締結前かつ転入又は転居前に認定申請を行ってください。

### 持ち家 定住・移住促進支援メニュー

最大 **60** 万円

#### 補助額

- 対象者1人あたり15万円(最大50万円)
- 市外から移住する39歳以下、2人以上世帯で、市内に居住する親と同居近居する世帯は、上記に15万円上乗せ(最大60万円)

#### 補助の主な要件

**対象者**

**市外から移住** ①～③のいずれかの世帯で、ア又はイに該当する方

- ①2人以上の世帯(3ヶ月以内に結婚予定の方を含む)
- ②申請者が50歳未満で、親と同居又は近居のために転入する1人世帯
- ③申請者が50歳以上で、自己実現のために転入する1人世帯

**ア** 1年以上継続して市外に居住している方

**イ** 市内に転入後2年以内の方で転入前1年以上継続して市外に居住していた方

**市内に定住** 以下の世帯で、ウに該当する方

- ④申請者が39歳以下、2人以上の世帯(3ヶ月以内に結婚予定の方を含む)  
**ウ** 夫婦共又は夫婦どちらかが、市内に居住しかつ市外へ勤務している方

**対象住宅** 街なかの区域内に所在する良質な住宅

- 戸建住宅** 敷地面積が130㎡以上(第一種、第二種低層住居専用地域は180㎡以上)
- マンション** 住戸専用面積が50㎡以上

■新築 以下のいずれかに該当する住宅

- 建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅
- 【フラット35】Sの適合証明書の交付を受けた住宅
- CASBEEによる評価結果が「B+ (よい)」以上である住宅
- 長期優良住宅の認定を受けた住宅

■既に建築された住宅(中古住宅)

- 新耐震基準を満たし、インスペクション(住宅診断)を実施している住宅



- Q&A**
- Q.1** 認定申請はいつまでにすればいいですか?  
**A.1** 住宅の建設又は購入の契約締結前に申請してください。
- Q.2** 市内に転入してから認定申請はできますか?  
**A.2** すでに市内に転入していても、転入後2年以内であり、転入前に市外に1年以上継続して居住していた方は申請できます。ただし、必ず、契約締結前に認定申請を行ってください。

### 社宅 社宅建設支援メニュー

最大 **50** 万円/戸

#### 補助額

- 1戸あたり50万円(単身者向け住戸は1戸あたり15万円)
- 1企業1年度あたり100戸を上限

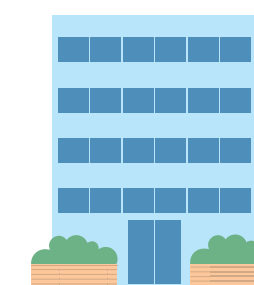
#### 補助の主な要件

**対象企業** 以下のいずれかに該当する企業

- 市外から転入する従業員のための社宅を建設又は購入する企業
- 市内又は市近郊に事業所等を新設又は増設することにより生まれる新規雇用者のための社宅を建設又は購入する企業

**対象社宅** 街なかの区域内に所在する(単身向け社宅は除く)良質な社宅

- 企業が自ら運営し、かつその従業員等の住居用に建設又は購入するもの
- 1棟20戸以上の社宅(建築基準法規定の長屋、共同住宅又は寄宿舎)
- 1戸あたりの住戸専用面積  
1人世帯: 25㎡以上(共同利用の居間、食堂、台所等がある場合18㎡以上)  
2人以上世帯: 30㎡以上
- 国又は地方公共団体から補助を受けていないこと
- 10年以上社宅に供すること等



街なかの区域の詳細についてはホームページをご確認ください



やっぱり住むなら北九州

検索



※申請前に市との事前協議が必要です。右記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ】北九州市建築都市局住宅計画課  
北九州市小倉北区城内1番1号 TEL:093-582-2592